

# 「大津市議会議員政治倫理条例」に係る 政治倫理審査会の委員選任方法等について

[平成23年11月28日政策検討会議確認事項]

## 1 委員の選任方法と委員数

委員は、議員のうちから議長が指名する。その数は、特別な理由がない限り10人とする。(条例第5条第4項及び第5項)

## 2 議長による指名方法

議長による指名は、原則、次の方法により実施する。

- (1) 議長は、会派の所属議員の構成比率に基づき、会派の代表者に対して議員の選出を依頼する。この場合の構成比率の算出においては、審査の請求を行った議員及び審査の請求の対象となった議員は、当該属する会派（議長が審査請求書を正式に受理した日において構成している会派をいう。）の構成員数から除くものとする。また、構成比率に基づく算出の結果、10人目が複数となる場合には、くじにおいて10人目を決定する。
- (2) 前項の依頼を受けた会派の代表者は、当該依頼を受けた日から7日以内に、議員を選出し議長に報告する。
- (3) 議長は、前項により報告を受けた議員を、委員として指名する。

## 3 委員長及び副委員長の互選方法

- (1) 審査会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。(条例第5条第7項)
- (2) 前項の互選は、次の方法により実施する。
  - ① 委員長が選任されるまでは、年長の委員が、仮委員長となる。
  - ② 仮委員長のもと、指名推薦又は無記名投票により、委員長及び副委員長を選任する。

## 4 除斥者

次の議員は、審査会の委員となることはできない。(条例第5条第5項)

- (1) 審査の請求を行った者
- (2) 審査の対象となった者

## 5 議長及び副議長の取り扱い

議長及び副議長は、原則、次のとおりとする。

- (1) 議長は、委員にならないものとする。
- (2) 副議長は、議長が審査の請求を行った場合又は審査の対象となった場合には、委員にならないものとする。